

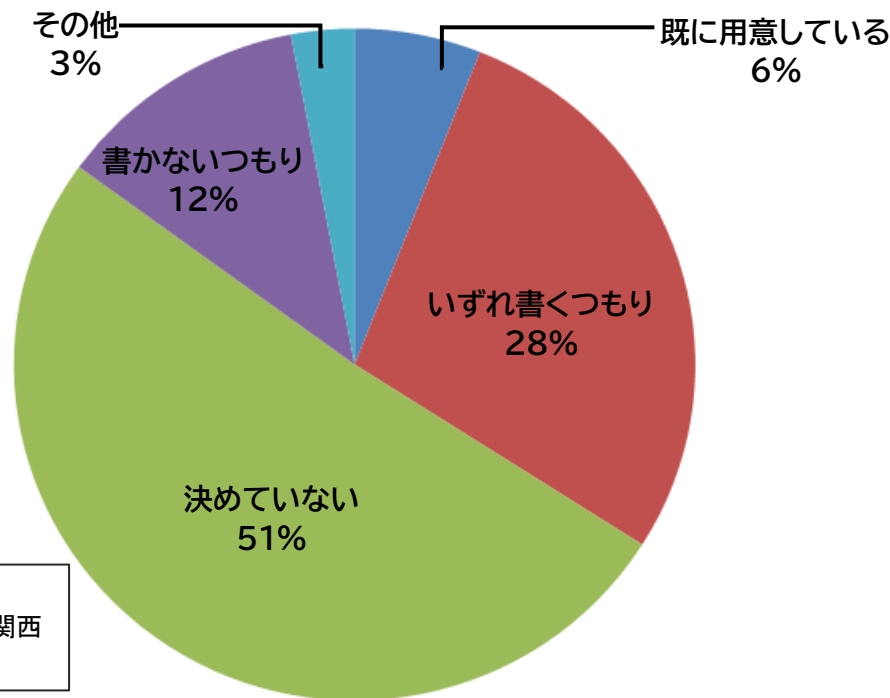
市況情報

2020.December

公正証書遺言を用意している人はわずか6% 相続トラブル回避のためにも、まずは相談を

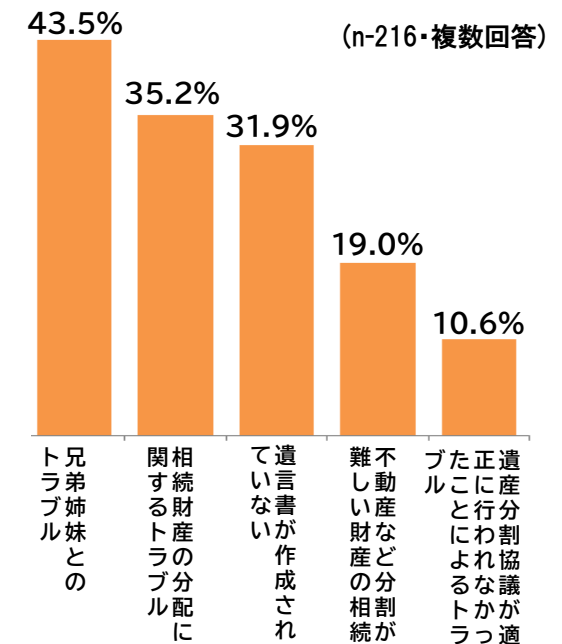
アンケートによると、公正証書遺言を既に用意している人は6%。相続について考えてはいても、行動に移している人は少ないようです。相続のトラブルで一番多いのは「誰に渡すか」。分割の方法や誰にどれだけ渡すのかをきちんと決めておくことが、相続トラブルを避けるためには重要です。ご自分の意思を伝えるためにも、遺言書を準備しておくことをお勧めします。とはいえ、遺言書を作成するのは難しいもの。まずは、専門家に相談されると良いでしょう。

<オーナーズ・スタイル読者「オーナー白書」アンケートより>
Q. 公正証書遺言などの作成は？



調査時期: 2015年12月
回答者の居住地: 関東+関西
有効回答数: 794

<「遺贈に関する意識調査」より>
相続トラブルの内容



調査時期: 2017年3月 調査対象者: 20歳以上79歳までの男女個人
回答者の居住地: 全国 実施者: 日本財団

この件に関するお問い合わせは

株式会社市萬 不動産経営アカデミー事務局 ☎03-5491-5213

※これまでの市況情報は市萬ホームページ、<https://ichiman.co.jp>でご確認ください。「金融機関・弁護士・税理士の皆様へ」に掲載しています。